

議案第152号

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
を次のように定める。

平成28年11月30日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する  
条例

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま  
市条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、  
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当  
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| (職員)<br>第27条 [略]<br>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは<br>精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院にお<br>いて乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法<br>第13条第3項各号のいずれかに該当する者で<br>なければならない。<br>3～7 [略]   | (職員)<br>第27条 [略]<br>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは<br>精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院にお<br>いて乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法<br>第13条第2項各号のいずれかに該当する者で<br>なければならない。<br>3～7 [略]   |
| (職員)<br>第56条 [略]<br>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは<br>精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施<br>設において児童の指導に5年以上従事した者又<br>は法第13条第3項各号のいずれかに該当する<br>者でなければならない。<br>3～7 [略] | (職員)<br>第56条 [略]<br>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは<br>精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施<br>設において児童の指導に5年以上従事した者又<br>は法第13条第2項各号のいずれかに該当する<br>者でなければならない。<br>3～7 [略] |

|   |   |
|---|---|
| <p>(職員)</p> <p>第90条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、情緒障害児短期治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は<u>法第13条第3項各号</u>のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>5・6 [略]</p> <p>(職員)</p> <p>第98条 [略]</p> <p>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は<u>法第13条第3項各号</u>のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>3～6 [略]</p> <p>(職員)</p> <p>第109条 [略]</p> <p>2 前項の職員は、<u>法第13条第3項各号</u>のいずれかに該当する者でなければならない。</p> | <p>(職員)</p> <p>第90条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、情緒障害児短期治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は<u>法第13条第2項各号</u>のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>5・6 [略]</p> <p>(職員)</p> <p>第98条 [略]</p> <p>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は<u>法第13条第2項各号</u>のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>3～6 [略]</p> <p>(職員)</p> <p>第109条 [略]</p> <p>2 前項の職員は、<u>法第13条第2項各号</u>のいずれかに該当する者でなければならない。</p> |
|---|---|

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。